
種 別： 論説

タイトル： フランスの学術法制

著 者： 滝沢 正

所 収： 『上智法学論集』第 59 卷 4 号（平成 9 年 6 月）21-52 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

論 説

フランスの学術法制

滝沢 正

- I はじめに
- II 高等教育の概観
- III 歴史
- IV 大学
- V 高等専門大学校（グランドゼコール）
- VI 学術関連機関
- VII 総括

I はじめに

1 本稿の目的

大学で教育や研究に携わっているわれわれは、意識すると否とにかかわらずわが国の学術法制の枠内で活動しているわけであり、また何らかのかたちでその形成に関与しているともいえる。大学における教育さらには研究のあり方がさまざまな観点から問われている現在、より根本にさかのぼって日本の学術法制のあるべき姿との連関でこうした問題を考えることが必要となっているのではなからうか。本稿ではフランスの学術法制すなわち高等教育と研究に関わる法的枠組について検討し⁽¹⁾、日本の法制度を考察する際の参考に資することを目指している。

(1) 学術法制の全体については、A. de Laubadère, *Traité de droit administratif*, t.3, *Les grands services administratifs*, L.G.D.J., 3 éd. 1978, p. 241 以下が詳細である。

具体的検討に入る前に、予め若干の留保事項を述べておきたい。まず私自身は、フランスの高等教育・研究機関のうちで大学それも法学部でしか授業を受けるなどの実際的経験をしたことがない。したがって、大学法学部以外の教育研究機関についてはすべて書物で知り得た内容にとどまる。また留学経験を基にしていくつかの簡単な紹介をかつて行ったことがある⁽²⁾ものの、それからはかなりの期間が経過しており、他方でフランスは頻繁に改革を行っているので、収集に努めてはいるものの必ずしも最新の情報ではない部分があるかと思われる。もっとも、本質的な部分についてはその制度や特徴は大きくは変化していないとみうる。また本文中の学校数や学生数などの数値については、厳密な統計数値を示すことが目的ではなく特徴を理解するうえでの目安としての概数であり、したがって統計年を示すこともしていない⁽³⁾。

2 本稿の構成

学術法制には教育と研究の両面がある。これを担う機関としては大学(universités)のように両者を兼ねるものもあるが、フランスでは高等専門大学校(grandes écoles)⁽⁴⁾のように教育に重点を置く機関もあれば、国立学術研究センター(Centre national de la recherche scientifique, CNRS)のように研究に特化した機関もある。学術法制ということであれば、教育

(2) 法学教育に特化しているが、滝沢正「フランスの法学教育機関」判例タイムズ457号(1982年)、同「フランスの法学教育」判例タイムズ460号(1982年)、同「フランスの法学教育のいない手」法律時報54巻4号(1982年)、同「法学教育にみるフランス人の法思考」ソフィア40巻3号(1991年)、同「フランスの法学教育が示唆するもの」書齋の窓2004年1=2月号(2004年)がある。なお、同『フランス法(第4版)』(有斐閣、2010年)214頁以下の「法律家の養成」の項も参照。

(3) 制度が複雑であるため数値が出典により相違していることも、厳密な表示を躊躇する背景の一つである。

(4) 高等専門大学校については、さまざまな訳語が当てられており、また「グランドゼコール」と原語で示されることも多い。「グランゼコール」「グラン・ゼコール」という記載も少なからず見受けるが、エコールは女性名詞であるので強く発音しないとはいえ「ド」が表記されるべきであり、またリエゾンするならば「・」は不要であろう。

のみならず研究にも十分に目配りして検討すべきなのであるが⁽⁵⁾、本稿では教育機関の紹介に力点を置きつつ、以下の構成にしたがって5項目に分けて論じる。第一に、高等教育の現状を概観する。第二に、歴史的にどのような経過をたどって高等教育がこんにちのような姿になったのか、その沿革を簡単に辿る。第三に、大学に焦点をあてて、若干立ち入って特徴を見てみる。第四に、大学と対比される高等専門大学校について、同様に特徴を検討する。第五に、学術政策をつかさどる機関や研究に特化した機関等を扱う。最後の総括では、全体のまとめとしていくつの特徴を指摘すると同時に、日本法への示唆に言及する。

II 高等教育の概観

フランスにおける高等教育の現状を概観するならば、4点にわたってその特徴を指摘することができる。

1 機関の多様性

フランスの高等教育の特徴は、何よりもその機関の多様性にある。まずこの国でも中心的存在である大学 (*universités*) のほかに、高等専門大学校 (*grandes écoles*) が存在しており、2本柱となっていることが多様性の根拠として常に強調される。しかもこの高等専門大学校 (20万人) にはそこに入学するための準備学級 (*classes préparatoires aux grandes écoles*, CPGE) が高校に付設されており、そこでの2~3年という修業年限は半端でなく、学生数も相当の数にのぼる (8万人)。他方で高校には、準備学級のほかに上級技術者課程 (*section de technicien supérieur*, STS) も設けられており、形式的には中等教育に位置づけられているものの、その教育水準と上級技術者資格 (*brevet de technicien supérieur*, BTS) は、技術短期

(5) 他国も事情は類似しているようだが、そもそも研究に特化した体制の構築が教育よりも遅れたことが、その原因である。

大学と同等と考えられており、学生数も極めて多い (24 万人)。これは特定職業の中間管理職の養成を目指している。ほかに今述べた技術短期大学 (instituts universitaires de technologie, IUT) があり、これも 116 校に及ぶので数の上でも学んでいる学生数 (12 万人) でも、ひとつの勢力といえる。技術短期大学は当初は工学中心の技術者養成機関であったが、近時は法学専修、企業経営、情報コミュニケーションなどのコースも設けられている。このほかにも多数の国立私立の専門学校が 3000 校ほどある。料理、ホテル経営、ファッション、映画、観光、保健などについて特徴ある教育を行っている。しかし、学術法制に関連して議論するには一般の専門学校は重要性において劣るため、以下では考察外とする。

大学の数は 1968 年の改革により、各大学区 (académie) に一つである 23 校から現在は 83 校と数倍に増えたものの、それでも 100 校には至らず少数にとどまっており、一般に大規模である。大学生数はおよそ 140 万人ということであり、数の上では全学生の 7 割ほどを占めている。校数では高等専門大学校や技術短期大学など他の類型に及ばないものの、フランスにおいてもやはり大学が高等教育のもっとも中核を担っていることは当然であろう。

2 国立中心

各種の専門学校を除けば、おしなべて高等教育機関は国立であり、フランスの高等教育は基本的に官民の区別でいえば全面的に官によって担われている。私立の高等教育機関は 1875 年 7 月 12 日の高等教育の自由に関する法律で認められたものの、カトリック系を中心に数えるほどしか存在していない。現在大学が 13 校、ほかに技術学校が 44 校、経営学校が 24 校あるのみである。しかも大学という呼称の正式な使用は禁じられており⁽⁶⁾、また学位授与権は国立大学のみが有する。私立の教育

(6) 慣用で、「バリエカトリック大学」などと称することはある。

機関は規模も小さく、全体として存在感が希薄である。以下で扱うのは、もっぱら国立の教育機関である。

3 大学と高等専門大学校（グランドゼコール）の棲み分け

高等専門大学校準備学級、上級技術者課程、技術短期大学はその性格が特定されているのに対して、並列して論じられることが多い大学と高等専門大学校の相違はどこにあるのであろうか。大学が庶民の高等教育機関であり、高等専門大学校がエリート養成機関であるという、同列に置いたうえで単純な紹介が多いが、実はかなり明確な棲み分けをしている。まず大学は、あらゆる分野の学問を対象として教育と研究を行う機関である。またすべて国民教育省の管轄ということで画一性を特徴としており、全国どの大学においても、規模により提供される分野に広狭はあれ、共通する大学入学資格試験（baccalauréat）に合格した者に対し、同一資格の教授資格者（agrégé）により、同一内容の講義要綱（programme）に基づき、同一水準の試験（examen）による合格の認定が行われている。またそのことにより均等な質の保証が相当程度確保されており、各大学による免状（diplôme）の交付による学位の認定はそのまま国家資格として通用し、大学間の移籍の自由とも直結している。

これに対して高等専門大学校は、元来が工学（のちには経営学も含む）に特化した職業教育機関である。第2次大戦後は行政官や司法官といったより広い対象の職業教育を担うに至っているが、それでもカバーしていない学問分野は多い。また管轄する省や性格に多様性があり、それは準備学級の有無、授業料を徴収するか逆に給与を交付するか、入学難易度の格差などに示される。高等専門大学校は225校あり全学生数は20万人であるから、数が多いが大学よりもはるかに規模は小さい。これらのうちわが国で通常紹介されている高等専門大学校はせいぜい10校程度であり、そのごく一部にすぎない。またそれらはエリート校ばかりで

あるので、高等専門大学校は準備学級での勉学を前提とし、選抜試験を各大学校が実施し、大学院レベルの授業によりトップエリートの養成をしている超難関校であるとの一種の「誤解」がわが国に浸透している面もある。高等専門大学校は実際には中堅層も養成している多様な存在である。しかも下位の方になると高等専門大学校であるのか単なる専門学校であるのか、判別しがたいものも少なくない。校数も誤差の範囲を大きく超えて400とする文献もあるのは、そうした事情を反映している。エリート校を除けば、職業教育機関であるから一般には研究には重点が置かれていないことも留意すべき点であり、研究は大学と後述する国立学術研究センターが中心的に担っている。

4 国際化対応

最近では日本でも文部科学省がグローバル人材の育成を盛んに提唱しており、もちろんその必要性は理解できるものの、実業界という現場の要請に手早く応えようとしている感が否定できず、いささか性急な印象をうける。フランスをはじめとしてヨーロッパ各国でも事情は類似している面があるが、主としてアメリカの影響による一般的な国際化対応と、ヨーロッパ域内の教育の自由移動に由来する地域に固有の対応が区別されるべきであろう。後者に関しては、フランスでも大学の教育課程についてのボローニャ宣言に署名し、学士、修士、博士の各課程につきヨーロッパ基準が2002年から導入されたことに伴い、国内的な教育課程の再編成がなされた。またエラスムス・ムンドゥス・プログラムにより、域内での留学にさまざまな便宜が図られている。たとえばEU域内の短期の留学生のために、またグローバル化による共通語としての英語の通用性にかんがみて、英語による授業が拡充された。その概略については、IV大学の個所で詳述する。

留学生の交流が盛んになると、単位の互換の必要性が生じる。高等専門大学校のようにフランス独自の教育機関については、その前提として

国際的な位置付けが必要となる。同時に質保証制度の整備も国際的に要請されるようになり、これについては 2006 年法により国家レベルでの本格的な認証評価機関が創設されており、すべての高等教育研究機関にその評価を受けることが義務付けられた。評価機関については、VI 学術関連機関の個所で詳述する。

III 歴史

大学が設けられた中世を起点として、中世・近世、革命期、近代の 3 期に分けて、大学と高等専門大学校に関する歴史の概略を紹介する。

1 中世・近世

13 世紀以降に、自治と特権を有する大学が、パリ大学（1257 年創立、その神学寮はソルボンヌ Sorbonne と呼ばれた）をはじめとしてモンペリエ、オルレアンなどフランスの各地に成立する⁽⁷⁾。イタリアのポローニャ大学などヨーロッパの各地における大学の成立と同様であり、そこにおいて活発な学問研究が行われた。教皇の設立勅書により設けられ国王の特許状で許可されたこうした大学の数は、フランス全土で 22 にのぼった。大学には神学部、法学部、医学部が専門学部として置かれており、法学についていえば、ローマ法とカノン法、のちには慣習法を含めた教育が盛んに行われていた。ところがフランスでは 16 世紀になると大学は衰微してゆき、腐敗が横行するようになる。旧制度の末期には創造的活動をほとんど停止し、大学の評価は地に落ちる⁽⁸⁾。

他方でこれを補う意味もあって、1530 年にフランソワ 1 世により王

(7) 野田良之『フランス法概論上 I』（有斐閣、1954 年）216-217 頁、470-472 頁参照。

(8) 吉田正晴『フランス公教育政策の源流』（風間書房、1977 年）10-12 頁。法学教育に特化した墮落ぶりについては、A. de Beauchamp, *Recueil des lois et règlements sur l'enseignement supérieur*, I, 1880, p. 133-165 参照。学位は金さえ積めば取得できたと批判されている。

立コレージュ (のちのコレージュ・ド・フランス) が、1635 年には王立植物園 (のちの自然史博物館) が設けられる。18 世紀になると、国王のもとに大学とは別に専門家養成のための各種の理工系の技師を養成する学校が設立されていく。1747 年の土木学校 (Ecole des Ponts et Chaussées)、1750 年の陸軍学校 (Ecole militaire)、1783 年の鉱山学校 (Ecole des mines) などである。大学と高等専門大学の二元主義の原型にあたるものが、旧制度の時代に形成されはじめたといえる。後述する、アカデミー・フランセーズを始めとする各種のアカデミーが国王により設立されたのもこの時期である。

2 革命期

大学にとっては苛酷な時代であった。革命期の基本理念が中世以来の自治と特権を有するギルド組織の解体と個人の解放であったため、ギルドの典型である大学組織は徹底的に否定された (1793 年のすべての大学の廃止)。大学とカトリック教会との関係が深かったことも、反教会の立場をとる革命政府によって大学が反感をもたれた一因である。帝政期に至って大学は復活したものの、1806 年 5 月 10 日の法律および 1808 年 3 月 17 日のデクレにより、ナポレオンのもとで国家が管理する唯一の帝国大学 (Université impériale) に再編された。帝国大学は皇帝が任免権を有する大学長官 (Grand Maître de l'Université、復古王政で廃止され、のちの公教育大臣の前身) の厳格な統制に服した。大学は複数の学部 (faculté、単科大学) から成り立つ。大学区—中学区—小学区という管理組織が全国に配置され、27 (のちに 16 に集約される) の大学区 (académie) のそれぞれに理学部と文学部が置かれた。他に法学と医学 (後に神学が追加される) の専門学校 (école) が付設された。学部や専門学校は直接には当該大学区の管理責任者である総長 (recteur) の指揮監督に服した。

この官立中心で中央集権という大学の基本的性格は、近時まで一貫して維持されていた。その枠組みを打破してどこまで自律性を認めていく

のかが、その後の改革の焦点といえる。同時期に成立した官選知事の下での中央集権的の地方行政にどこまで地方自治を認めていくかという、地方分権 (décentralisation territoriale) の拡大と平行な面があり、地方分権に対して役務分権 (décentralisation par service) と称される。広義の分権をこの2種に分けて論じるのが、フランス行政組織法の特徴である。ギルドの伝統を引き継ぐ大学を有する国では当然とみられている大学自治の承認は、近代諸制度が完璧な中央集権で出発したフランスでは実ははるかに遅れて、共和政体が確立する19世紀後半以降の発展過程のなかで獲得され、拡大していったものなのである。

高等専門大学校については、その担い手が国王から国家に移行したものの、旧制度下の土木学校、陸軍学校、鉱山学校などが維持され、さらに1794年には現在の高等専門大学校を代表する、高等師範学校 (Ecole normale supérieure, ENS、具体化は1808年)、理工科学校 (Ecole polytechnique, EP)、東洋語学校 (Ecole des langues orientales、現在の国立東洋言語文化学院)、国立工芸学校 (Conservatoire national des arts et métiers) などが追加創設されている。大学が全面廃止、弱体化されたかたちでの復活という苦難の道を辿ったのに比較して、高等専門大学校は存在感を増した。

3 近代

旧制度下の自律を旨とする諸大学が革命期に一掃され、代わって中央集権的な唯一の帝国大学に再編されたフランスでは、大学(学部)自治への道のりは長い年月を要した。

(1) 全国単一大学時代 (1816-1896)

王政復古のもとでも、「帝国」という修飾語がとれたものの、フランス全土に単一の大学という中央集権的大学制度は維持された⁽⁹⁾。内容的にはカトリックが国教に復活したことに伴い、宗教色が強まった点が

(9) 王政復古後における帝国大学制度に対する積極的評価として、F. Guizot, *Essai sur l'histoire et sur l'état actuel de l'Instruction publique en France*, 1816, chapitre IV参照。

特徴となる。もっとも1848年以降に復古王政から共和制になると、ふたたび教会との緊張関係が生じる。教育に力を入れていたのはイエズス会であり、とりわけ初等、中等教育での国家による非宗教的教育の確立が目指される。なお、大学付設の機関として1821年の古文書学校、1829年の中央学校の設立などがみられた。当初は内務省の下に、1824年には内務省から分離独立した公教育省 (Ministère de l'instruction publique, 100年以上のちの1932年以降に国民教育省 Ministère de l'éducation nationale と改名) のもとに全国が27の大学区 (académie) に区分され、そこに複数の学部 (faculté, 単科大学) が設置され、大学区内の教育全般に責任を持つ官僚である大学区総長 (recteur) が、大学についても管理にあたった。法学専門学校 (école de droit) は、その後法学部 (faculté de droit) となり、同様に医学専門学校も医学部となり、のちには神学部も設けられる⁽¹⁰⁾。ほかに薬学専門学校 (école supérieure de pharmacie) が置かれた。各大学区に置かれた学部は、パリ大学法学部といった大学区の名称でよばれたのであるが、パリ大学という法的に自立した組織があったわけではない。教授の研究教育上の自由は、慣行としての学部自治によって担保されるようになる。もっとも理系の学部の研究水準は一般に低く、研究は高等専門大学の研究室が実質的に担うことが多かった。1868年に高等研究学院 (Ecole pratique des Hautes études) が設けられたのも、こうした状況を打破しようという意図があった。

(2) 大学区単一大学時代 (1896-1968)

大学の自治は政治体制の変化に影響されつつも徐々に強化されており、とりわけ第三共和制の時期に1875年7月12日の法律により高等教育の自由が確立する。1885年12月22日のデクレが学部 (単科大学) の

(10) 神学部は政教分離原則が実質化する第三共和制下の1885年に廃止され、宗教学としてのみ残った。教育とライシテの関係につき、工藤庸子『宗教 vs. 国家』(講談社現代新書、2007年) 参照。

改革を定め、これを前提として、1896年7月10日には大学区内に分散していた単科大学を集めて大学（universités）と称し、16の大学区に各1校ずつ16大学が置かれた。各大学は公施設法人の資格を付与され、一定の自律性を獲得した。パリ大学法学部といった呼称が法制度上の正式名称となるには、このように19世紀の末を待たなければならなかったのである⁽¹¹⁾。しかし大学当局の権限は強いものではなく、法主体ではないものの伝統的な学部自治が支配していた。その後大学区の再編に伴い大学の数はふたたび27（海外県を含む、本土は23）に増加したが、基本的性格には長い間変化はなかった。19世紀末の教育改革を象徴する、公教育（instruction publique）から国民教育（éducation nationale）へとという動きが省の名称変更にも反映されたのはさらに遅れ、1932年であるにすぎない。この改称により、非宗教性を強調し、子供への知識の提供に偏りがちな教育から個性を伸ばし良き市民の育成を目指す趣旨や、福利厚生文化活動なども視野に入れた教育への転換が明確になった⁽¹²⁾。

高等専門大学校については、1881年には高等商業学校（Ecole des hautes études commerciales, HEC）が設立され経営学系の嚆矢となった。第二次世界大戦後の1945年には国立行政学院（Ecole nationale d'administration, ENA）という高級事務系官僚の養成機関が設立された。また司法官養成のためには、1958年に国立司法研修センター（Centre national d'études judiciaires）が設けられ、1970年には国立司法職学院（Ecole nationale de la magistrature, ENM）と改称・改組された。

（3）大学区複数大学時代（1968-2007）

大学制度の根本的改革は、第二次世界大戦の後にその必要性が痛感さ

(11) ソルボンヌ校舎、パンテオン校舎のように旧制度時代の大学校舎を利用していることはあるが、旧制度下のパリ大学と19世紀末の新生パリ大学では制度的に継続性がまったくないことに留意すべきであろう。各地の控訴院が旧制度時代の最高法院の建物を利用していることと同様の石造建物文化に固有な現象である。

(12) Jean de Soto, *Grands services publics et entreprises nationales*, 1971, p. 301.

れるようになる。非選別政策による大学生の増加にともなうマスプロ授業の解消、職業を念頭に置いた教育の展開の必要性、師弟関係の希薄化といった社会の変化への対応が目指された。現実の改革は、1968年の学生蜂起（「5月革命」と呼ばれる）——日本でも当時この影響も受けて大学紛争が頻発している——を契機として始まっている。改革の内容としては、一方で大学の自治の拡大を、他方で国際化対応の立法を指摘できる。おもに前者の改革として制定されたのが、1968年11月12日の高等教育基本法（Loi d'orientation de l'enseignement supérieur）であり、推進者の名を冠して「フォール法（Loi Faure）」と呼ばれる⁽¹³⁾。まず1大学区1大学の制度を止めて、大学区に複数の大学を置くこととし、マスプロ教育の是正が図られた。パリ地方についていえば、多くの分校を抱え10万人を超える学生を有する1つのパリ大学から、13の大学に分割された。たとえばパリ市内の旧法学部は、パリ第一大学（パンテオン・トルビャック大学）とパリ第二大学（パンテオン・アッサス大学、旧パリ法・経・社会科学大学）となり、旧文学部はパリ第三大学（新ソルボンヌ大学）とパリ第四大学（パリ・ソルボンヌ大学）となった。大学区所在都市に背番号をつけた略式表記の方が分かりやすく、括弧で示した正式名称では区別しにくい。郊外の分校はパリ第十大学（ナンテール）、パリ第十一大学（オルセー）、パリ第十二大学（ヴァル・ドゥ・マルヌ）、パリ第十三大学（サン・ドゥニ）として東西南北に独立した。なおパリ第八大学はパリ・ヴァンセンヌ大学、パリ第九大学はパリ・ドーフィンヌ大学とパリ市の東西のはずれに位置している。パリの理系大学や地方の大学では著名な学者の名前を付ける例も多いが（たとえばルネ・デカルト大学（パリ第五大学）、ピエール・エ・マリー・キュリー大学（パリ第六大学）、ドゥニ・ディドロ大学（パリ第七大学）、地方ではロベール・シューマン大学

(13) 野田良之訳「フランスの高等教育に関する基本法」ジュリスト415号（1969年）。なお1971年7月12日の法律が修正を加えている。その後の判例の展開を踏まえた解説として、Joël-Yves Plouvin, *Le régime juridique des universités*, 1980がある。

(ストラスブル第三大学)、ジャン・ムーラン大学 (リヨン第三大学)、ポール・ヴァレリー大学 (モンペリエ第三大学)、モンテーニュ大学 (ボルドー第三大学)、モンテスキュー大学 (ボルドー第四大学) 等)、これであると専門領域や各大学の重点分野はある程度想像がつくものの、所在地は学者や政治家の出身地により推定しうる大学もあるが一般的には分かりにくい。なおパリ大学区について言うと、その後 1971 年 12 月 22 日のデクレによりパリ大学区からヴェルサイユ大学区とクレテイユ大学区が分離独立して、さらなる細分化と再編が図られた。またパリ大学区には大学と同等の地位を有する、パリ政治学院 (Institut d'études politiques de Paris, Sciences Po)、国立東洋言語文化学院 (Institut national des langues et civilisations orientales, INALCO、旧東洋語学校)、パリ天文台 (Observatoire de Paris) などもある。

また学部を廃止して、学科に相当する教育研究単位 (Unité d'enseignement et de recherche, UER、のちに Unité de formation et de recherche, UFR と改称) を設けて、柔軟な編成を可能にした。もっとも、関連する複数の教育研究単位を総称して学部という名称が依然として事実上用いられている。行政官である大学区総長が学長 (président) を兼務する体制も廃止され、教授団による学長の選出や評議会への学生の参加も実現された。大学自治の大幅な拡大である。もっとも、それまでの教授の教育研究の自由は学部の自律性によって担保されていたのであるが、学部が廃止され他方で大学当局の権限が強化されたため、対国家という観点では大学の自律性が確実にされたとはいえ、対学長という観点では個々の教官の自由に制約が増大した。

「フォール法」にさらに改訂を加えたのが、1984 年 1 月 26 日の高等教育法であり、推進者の名を冠して「サヴァリ法 (Loi Savary)」と呼ばれる。同一の方向に沿って整備を進めたものであり、また高等専門学校を含めて体系化している点に特徴がある⁽¹⁴⁾。2000 年にはオルドナンスにより、教育法典 (Code de l'éducation) が整備され、法律の部の第 1

部一般共通規定、第 2 部学校教育に続いて第 3 部高等教育が体系的に規定する。

国際化対応という面では、1999 年にボローニャ宣言に署名し、2002 年には学士、修士、博士課程の再編成を行っている⁽¹⁵⁾。さらに近時では、2006 年 4 月 18 日の研究プログラム法 (Loi de programme pour la recherche) が研究に焦点をあてて各種機関相互の連携を図っている⁽¹⁶⁾。また留学生の単位互換を円滑にすすめるためもあって、質保証機関として研究・高等教育評価機構が設けられたのも、この法律である。

著名な高等専門大学の新たな設立はこの時期にはみられない。高等専門大学は各省が管轄し、大学ごとの個別性が強いので、サヴァリ法以降は学術法制の改革の際に考慮に入れられるようになったものの、大学におけるような全体に共通する本格的な組織改革はみられない

(4) 大学競争時代 (2007-)

2007 年 8 月 10 日には大学の自由と責任に関する法律 (Loi sur la liberté et la responsabilité des universités, LRU) が制定され、コンソーシアムなど一層の柔軟で多様な自律的経営を奨励している。自由ということは、逆にいえば国民教育省がもはや後ろ盾となってくれないということでもあり大学経営陣の責任は重大である。大学は寄付を募るなど自前で大学財政を考え、自己 PR をして学生を集めないといけないわけであり、研究や教育だけをしていれば良いということではすまされない厄介な時代に突入したことになる⁽¹⁷⁾。教授の研究・教育の自由は、対国家の関係では

(14) 滝沢正「立法紹介——公法・大学」日仏法学 14 号 (1986 年) 参照。

(15) ボローニャ宣言については、「タイヒラー・ボローニャ改革がドイツと欧州諸国の大学の学修プログラムに与えた影響」大学評価・学位研究 16 号 (2014 年) 参照。

(16) 夏目達也「国際競争とフランスの高等教育改革」IDE 現代の高等教育 518 号 (2010 年) 参照。

(17) 石川多加子「フランスにおける大学改革と学問の自由」金沢大学人間社会学域学校教育類紀要 1 号 (2009 年)、鈴木尊紘「フランスにおける大学自由責任法」外国の立法 247 号 (2011 年)、長谷浩之「フランスの国立大学の法的地位と近年の改革」自治研究

強化されたといえるものの、対大学当局（学長）との関係では一層制約が強くなる。この点は昨今のわが国の状況と極めて類似している。留学生受け入れのためのキャンパスフランス（CampusFrance）を組織したのも、この法律の成果である。

法学については、この時期に法学校（*école de droit*）が設けられるようになったことが特徴的である⁽¹⁸⁾。背景としては、一方において自由化の法改正を受けて大学が実務的ないしは国際的法務教育に積極的に対応しようという意欲の現れであり、他方において法実務から法曹養成教育改革案を突き付けられたことがある。前者としては、パリ政治学院（IEP）がこうした人材の養成を目指して法学教育に参入したことが刺激となった。後者としては、大統領の諮問をうけ、2009年3月に公表されたダロワ報告（*rapport Darrois*）にある職業法学校（*école professionnelle de droit*）構想のインパクトである。この構想自体は、大学側が全国法学会議（*Conseil national du droit*）の委員会においてテシエ報告（*Rapport Teyssié*）をまとめて付設の司法学院（*institut d'étude judiciaire, IEJ*）の改組という対案を打ち出し、両案とも実現はしていない。しかし、何らかの改革は不可避であるとの認識が広まり、法学校の設置が導かれた。

現在の法学校は、さまざまな意図で設置されている。大別するとパリ政治学院のような法学教育への新規参入の形態として、パリ第1大学のソルボンヌ法学校のような機構改革の手段として、パリ第2大学を始め多くの例がある補習課程の充実方法として、といった各種である。第1のケースでは法学校は修士課程に置かれており、わが国の法科大学院未修者課程、すなわちロースクールに近似する。

2012年になってオランダ大統領が就任すると、優先課題の若者政策

88巻8-11号（2012年）参照。同法の翻訳として、鈴木尊紘・国立国会図書館調査及び立法考査局フランス法研究会訳「大学の自由及び責任に関する2007年8月10日の法律2007-1199号」外国の立法247号がある。

(18) 北村一郎「フランス—法曹養成と法学教育」比較法研究73号（2012年）参照。

の柱として教育改革に取り組んでいる。まず 2013 年 7 月 9 日の共和国の学校の改編のための基本・編成法律が制定され、高等教育と研究については、2013 年 7 月 22 日の高等教育および研究に関する法律が成立した⁽¹⁹⁾。同一年齢層の 50% を高等教育修了させる「学生の成功」、ガバナンス、国際化、研究戦略が主な内容である。国際化についていえば、留学生の受け入れを拡大するため外国語（英語）による授業を積極的に展開する方針である⁽²⁰⁾。

IV 大学

1 基本的性格

大学は国家が設置する科学的・文化的・職業的公施設法人（*établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel, EPSCP*）である。設置形態としては、独立法人化後のわが国における国立大学と類似する。わが国との相違はフランスでは私立大学がほとんどないことであり、大学教育は国家が一手に引き受けているとよい。公教育への平等なアクセスが高等教育についても保障されており、大学入学資格試験（*baccalauréat*、バカロレア）に合格した者であれば、施設に制約がある医学部を除き、フランス全土のどこでも自分が望む大学に登録できる。もっとも実際には首都であるパリで勉強を希望する学生が多く、首都圏集中の緩和が課題となっている。授業料は公教育の無償の原則が適用され、わずかの登録料で済む。学士課程が 174 ユーロ、修士課程が 237 ユーロ、博士課程が 359 ユーロであるから、日本円に換算して 2 万円、3

(19) 服部有希「高等教育及び学術研究に関する法律」外国の立法 257-1 号（2013 年）、堀口悟郎「大学制度改革」日仏法学 28 号（2015 年）、憲法院による審査につき、南野森「大学法の合憲性」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例Ⅱ』（信山社、2013 年）参照。

(20) 小島佳子「フランス：オランド政権の高等教育・研究法案」IDE 現代の高等教育 553 号（2013 年）参照。

万円、4万円といったところである。

入学定員を設けず資格さえあれば来るものは拒まず、しかも授業料が無料ということであれば、1968年の改革以降改善が図られているとはいえ、大学教育は基本的にマスプロ教育にならざるをえない。大学入学資格試験（バカロレア）の合格率は、一般が89%、技術が80%、職業が87%であり、平均すると86%にのぼり、50万人以上の有資格者となる。このうち進学者は一般で56%、技術で16%、職業で5%であり、平均すると35%となる。個別大学による入学試験がないので、学生はどの大学に属しているかは問題にならず、したがって帰属意識は極めて低い。資格取得目的（もっとも落第する者のなかには、かつては兵役の延期、学食で安く食事出来るなど学生の特典を利用すること、大学の雰囲気や一度は体験してみたい者も少なくない）であるので、どの段階まで学んだのかのみが問われる。とりわけ1年次生は玉石混交であり、2年次に進級できるものは約半数であるから、教育機関としての効率が極めて悪い。最低限でも2年間の課程を修了しないと資格が取れないからである。専攻のミスマッチをなくす工夫が不可欠となっている。修了者の一年内の就職率も約半数にとどまっており、職業教育機関としての機能も十分でない。新卒者を中心とする若年失業者は、フランスの重大な社会問題である。さらにはフランスの大学の研究機関としての世界的なランキングが低迷している。トムソン・ロイターの世界大学ランキング2011-2012によれば、フランスは59位に高等師範学校、63位に理工科学校、84位にピエール・エ・マリー・キュリー大学と100位以内に3校のみである。もっとも、英語圏の基準であること、1968年改革による大学の分割の影響、とりわけ国立学術研究センターとの関係を考慮に入れる必要がある。

2 教育課程

教育課程は1968年以降、第1、第2、第3の3段階で構成されてい

る。第 1 課程は 2 年間でありこれを修了すると、大学一般教育免状 (Diplôme d'étude universitaire générale, DEUG) が付与される。一般教育という名称が誤解を与えやすいが、その内容は専攻により異なっており、専門基礎科目を履修したことを認定するものといえる。したがって、わが国における一般教養科目の履修とは異なる。第 2 課程も 2 年間であり 1 年目を修了すると学士号 (Licence) が、2 年目を修了すると修士号 (Maitrise) が付与される。第 3 課程は大学院の相当するものであり 1 年目のみがカリキュラムが整備されており、高等研究免状 (Diplôme d'études approfondies, DEA) と専門研究免状 (Diplôme d'études supérieures spécialisées, DESS) の二つのコースが用意されており、前者は研究者コース、後者は実務家コースといえる。2 年目以降は博士論文の執筆が目指される。各称号は国家資格であるので、これを取得すれば次のステップのどの大学の課程にも自由に進学できる。

2002 年に導入されたヨーロッパ基準により、従来の第 1 課程と第 2 課程の 1 年目をあわせて 3 年間の学士課程とされ、第 2 課程の 2 年目と第 3 課程の 1 年目をあわせて 2 年間の修士課程とされた。また博士論文を仕上げるのみでこれまで年限が明確でなかった第 3 課程の 2 年次以降は、3 年間の博士課程と再編された。

3 国際化対応

1998 年に高等教育の国際化を推進するための、エデュフランス (EduFrance) が設けられた。2007 年の大学の自由と責任に関する法律により、キャンパスフランス (CampusFrance) に改称された。国際的な高等教育における人の流動性を促進する組織であり、高等教育・研究省 (現在は国民教育省) のほか、外務・欧州省、移民・統合・国家同一性・連帯開発省の三省が共同して管轄する。

学生数全体の 12% にあたる 27 万人の外国人留学生を受け入れているフランスは、アメリカ、イギリスにつぐ世界で第 3 の留学生受入国であ

り、英語圏でない国としては最大である。従来はフランス語による教育に重点を置いていたが、近時は英語による教育も積極的に展開しており、その課程は600近くにのぼる。これは、一般的なグローバル化対応ということのほか、EU域内では人の自由移動と1987年に始まったエラスムス・ムンドゥス・プログラムへの参加によるものである。留学生のための単位の互換制度またその前提となる教育の質保障のための評価制度も同時に整備された。もっとも英語による教育の拡充の是非についてはフランス国内で議論があり、VI学術関連機関の5の個所で詳述する。

V 高等専門大学校（グランドゼコール）

1 基本的性格

高等専門大学校は、教育研究機関である大学と異なり、特定の職種への就職を目指す純然たる職業学校であって公教育への平等なアクセス、無償性の適用外にある。したがって大学入学資格試験（バカロレア）は課されない。各大学校には定員が設けられており、準備学級を含めて競争試験（*concours*、コンクール）が行われる。定員があるので少人数教育が広く実施されており、競争試験を突破したことや、入学試験の実施による均質の学生層が担保されているため落後者が少なく、卒業生には同窓意識が強い。公施設法人（*établissement public*, EP）、私法人のいずれもあるが、著名な大学校は公施設法人の形態であり、その場合は給与を支給されることも多い。また職業学校とはいえ、有名な高等専門大学校にかぎって言えば、有力な教授を多数そろえており、研究機関としても機能している。日本では各種大学校（防衛大学校、防衛医科大学校、気象大学校、海上保安大学校など）や司法研修所がこれに近い性格を有するが、特殊な分野に限られており存在は希薄であって、大学が職業学校としても圧倒的に中核を占める。

高等専門大学校は大学とは異なりフランス独自の存在である⁽²¹⁾ため、ヨーロッパ域内での交流が盛んとなるにつれて、単位の互換や卒業資格の位置づけの問題が生じた。1984 年のサヴァリ法により高等専門大学校を含めた教育の質保証の観念が取り入れられ、さらに 2007 年の大学の自由と責任に関する法律により認証評価の義務化と単位や卒業資格の明確化が図られている。

2 実例

以下では行政的公施設法人の形態をとる代表的な高等専門大学校を、所轄する省別に紹介する。

国防省：理工科学校 (Ecole polytechnique, EP)；陸軍学校 (Ecole militaire, EM)；海軍学校 (Ecole navale, EN)；空軍学校 (Ecole aérienne, EA) 革命期に創設された理工科学校は、国防省所轄であるが、理工系の高等専門大学校のうち技術系会社幹部の養成校として定評がある⁽²²⁾。理工科学校卒業生 (politechnicien) は、将来を約束された花形である。軍の幹部養成は旧制度時代の陸軍学校 (士官学校) にはじまり、こんにちでは三軍のそれぞれが学校をもつ。

首相府：国立行政学院 (Ecole nationale d'administration, ENA) 創設は第二次大戦後の 1945 年であるが、事務系幹部職員 (cadre) の養成校であり、きわめて難関である。国務院 (Conseil d'Etat)、会計院 (Cour des Comptes)、財務監察院 (Inspection des Finances) をはじめとして、財務省、外務省、内務省といった高級職団 (grands corps) はこの卒業生であり、こんにち大統領、首相、大臣の多くが国立行政学院卒業生 (énarque) によって占められている⁽²³⁾。

(21) 大学との対比については、小林良影『欧米大学レポート』(三一書房、1983 年)、柏倉康夫『エリートをつくり方』(ちくま新書、1996 年)、相原光「フランスのビジネス・スクール」書齋の窓 327 号 (1983 年) 14 頁以下参照。

(22) 館昭氏によれば、マサチューセッツ工科大学 (Massachusetts Institut of Technology, MIT) はこれをモデルとして創設されたため、大学 (university) の名称でないという。

司法省：国立司法職学院（Ecole nationale de la magistrature, ENM）国立行政学院に倣って、司法官すなわち裁判官と検察官の養成機関として1970年に設けられた。1958年創設の国立司法研修所（Centre national d'études judiciaires）が前身である。集合研修の施設は現在ボルドーに置かれている。わが国の司法研修所と異なり、自由業である弁護士の養成は行っていない。

国民教育省：高等師範学校（Ecole normale supérieure, ENS）；中央工芸学校（Ecole centrale des arts et métiers, ECAM）；高等商業学校（Ecole des hautes études commerciales, HEC）；国立高等鉱山学校（Ecole nationale supérieure des mines, ENSM）；国立古文書学校（Ecole nationale des chartes, ENC）；国立土木学校（Ecole nationale des ponts et chaussées, ENPC）高等師範学校は、パリ、リヨン、カシヨンの3校があるが、パリ高等師範学校がとりわけ著名である。日本でかつて存在していた高等師範学校と同名で訳されることが通常であるがこれよりも難関であり、研究者の養成機関である。高等師範学校卒業生（normalien）は、秀才の代名詞となっている。上述の高等教育・研究省所轄の理工系の高等専門大学校は、理工科学校とともに、大学に工学部を伝統的にもたなかったフランスの技術者養成の中核を担い、研究水準も高い。高等商業学校はフランス版のビジネススクールである。国立古文書学校は文系の高等専門学校として特色がある。

農業省：国立高等農学校（Ecole nationale supérieure d'agronomie, ENSA）

VI 学術関連機関

1 所轄省・関連組織

所轄しているのは、国民教育省（Ministère de l'éducation nationale）である。わが国の文部省に相当する。従来は名称からも推測されるようにか

(23) 国立行政学院については、八幡和郎『フランス式エリート養成法』（中公新書、1984年）参照。

つては研究に重点はおかれておらず、国立学術研究センターがその役割を担っていた。第五共和制になって1958年に首相府に研究担当大臣を置くなどの本格的対応がなされるようになった⁽²⁴⁾。省としての自立はバラデュール内閣(1993-95)と近時のフィヨン、エロー両内閣(2007-14)における高等教育・研究省(Ministère de l'enseignement supérieur et de la recherche, MESR)である。高等教育・研究省は、国民教育省から分割され研究担当大臣を糾合して現在のかたちとなった。高等教育・研究大臣のもとには、必要に応じて科学技術担当大臣が置かれることがあり、政府の大型プロジェクトの方向を決めていた。2014年のヴァルス内閣で国民教育省に統合され、旧に復した⁽²⁵⁾。以下は関連組織である。

全国高等教育・研究審議会(Conseil national de l'enseignement supérieur et de la recherche, CNESER) それまでの高等教育審議会(Conseil de l'enseignement supérieur)にかわって、1968年の高等教育基本法で設けられた。高等教育と研究のあり方について審議し、わが国の中央教育審議会のような役割を果たしている。

大学学長会議(Conférence des présidents d'université, CPU) フランスでは国立大学しか存在しないので私立大学連盟、私立大学協会、公立大学協会のような各種の組織は存在せず、この機関がわが国の国立大学協会のような協議組織としての役割を果たしている。技術短期大学や高等専門大学校の代表者も参加する。

高等専門大学校会議(Conférence des grandes écoles, CGE) 代表的な高等専門大学校における大学学長会議に相当する協議組織である。

全国大学審査会(Conseil national des universités, CNU) 大学教員の基準の策定と審査を任務とする。大学教員は、各大学が採用する前に全国大学

(24) 1969年から1977年までは、産業発展・研究省に属した。

(25) 省庁の構成は、わが国のように法律で規定されておらず、内閣の特徴を喧伝するためとか大臣の処遇に対応して組閣のたびに変更が頻繁である。必ずしもヴァルス内閣が高等教育や研究を軽視しているわけではない。

審査会による審査を各専門領域別に実施し、これを通過した者が各大学での職務内容との適合性を考慮して選考を行い採用にいたる。教員が大学への帰属意識よりも専門領域への帰属意識を強く持つことになり、大学の一体的運営の障害となっているという指摘があるが、教員の質の維持という面では重要な役割を果たしている。

キャンピュスフランス (CampusFrance) 2007 年の大学の自由と責任に関する法律により設けられた留学生支援の組織である。

全国学生厚生センター (Centre national des oeuvres universitaires et scolaires, CNOUS、クヌース) 1955 年に設立された学生支援の組織である。フランスは国立大学のみであるため、政府が留学生支援も学生支援も直接に担当している。アカデミーごとにクヌースの地方組織である地方学生厚生センター (Centre régional des oeuvres universitaires et scolaires, CROUS、クルース) が置かれて、実際の対応を行っている。

2 研究助成機関

研究助成をつかさどっているのは、国立研究機構 (Agence nationale de la recherche, ANR、2007 年) である。2007 年の大学の自由と責任に関する法律により設けられた。わが国の日本学術振興会に相当する役割を果たしている。

3 公的研究機関

大学以外にも、教育ではなく研究の特化した公的機関が各種ある。組織形態から、科学的・技術的公施設法人、商工業的公施設法人、財団の 3 種に大別される。科学的・技術的公施設法人 (établissement public à caractère scientifique et technologique, EPST) としては、国立学術研究センター (Centre national de la recherche scientifique, CNRS、1939 年) が代表的であり、人文・社会・自然の全分野にわたる研究集団であり、2 万 5 千人の研究者を擁する。本部はパリに置かれているが、支部は全国にちらばっている。

る。若手はチームでの研究により能力を鍛えられ、指導的スタッフは同時に大学教授であることが少なくない。フランスの科学・技術予算の 20% 以上を占める。

自然科学部門（物理・数学、核物理学、工学、宇宙科学、化学、生命科学の 6 部門）と人文・社会科学部門（1 部門）を網羅する。予算的には自然科学系が 8 割と圧倒的に多いものの、大規模な実験装置が不要な人文・社会系が 2 割というのは充実していると評価することが可能である。なお「国立科学研究センター」とする訳語もあるが、人文・社会部門が含まれることを考慮すれば、学術の訳語が誤解を減らす意味で良いと思い採用した。もっとも、人文科学、社会科学という表現もあるので、科学を広義で捉えたとすれば国立科学研究センターでも問題ないといえる。

国立学術研究センターは、1901 年創設の助成機関である研究金庫（Caisse des recherches）が前身である。1922 年には国立科学工業研究・発明局（Office national des recherches scientifiques et industrielles et des inventions）に改組された。その後 1933 年に作られた学術研究高等評議会（Conseil supérieur de la recherche scientifique）—— 1930 年の国立文学金庫（Caisse nationale des lettres）と国立科学金庫（Caisse nationale des sciences）を統合する——、1938 年に作られた全国応用科学研究審議会（Conseil national de la recherche scientifique appliquée）を組み込んで、人民戦線時代の 1939 年に国立学術研究センターの名称となった。1959 年の大規模な改組により、今日の体制が確立した。

科学的・技術的公施設法人としては他に、専門に特化した機関として、国立衛生・医学研究所（Institut national de la santé et de la recherche médicale, INSERM, 1964 年）、国立農学研究所（Institut national de la recherche agronomique, INRA, 1946 年）、国立情報学・自動制御学研究所（Institut national de recherche en informatique et automatique, INRIA, 1979 年）がある。

商工業的公施設法人（établissement public à caractère industriel et commercial,

EPIC)としては、原子力・代替エネルギー庁 (Commissariat à l'énergie atomique et aux énergies alternatives, CEA)、国立宇宙研究センター (Centre national d'études spatiales, CNES、1961年)がある。原子力立国のフランス、アメリカ技術から脱却したヨーロッパ独自の宇宙開発を推進しているのがこれらの機構である。

財団 (fondation)としては、パスツール研究所 (Institut Pasteur)、キュリー研究所 (Institut Curie)がある。パスツール博士によって設立されたパスツール研究所は、8人のノーベル賞受賞者を既に輩出しており、近時ではエイズウイルスの発見でも注目された。国家が研究費の50%を提供しているが、民間の財団として運営されている。

4 質保証機関

研究・高等教育評価機構 (Agence d'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur, AERES) かつては国立学術研究センターなどが、4年に一度業務委託に基づくなどして評価を担当していた。1984年に大統領直轄の国家評価委員会 (Commission nationale d'évaluation, CNE) が設置され、評価における中心的役割を果たすようになった。もともと、認証評価は委員会との個別の契約による任意な制度に依然としてとどまっていた。1999年のボローニャ宣言を経て、2006年の研究プログラム法により、国民教育省の下の科学・技術・教育調査室 (Mission scientifique, technique et pédagogique, MSTP)、国家研究審査会 (Conseil national de la recherche, CNR) を統合しつつ研究・高等教育評価機構がとってかわり、認証評価がすべての研究教育機関に義務づけられた。全国を5つの地域に分けて、5年で一巡する。委員数は25名である。研究機関を含めてすべての教育機関の評価を統括する。内容としては学士、修士、博士の教育課程と学位評価のすべてに及び、研究についてもそのプロセスについて評価する。なお、研究・高等教育評価機構自身も、国際的な認証評価機構の評価を受ける体制が採用されている⁽²⁶⁾。わが国の大学評価・

学位授与機構も同様の体制をとっている。

技術者資格委員会 (Commission des titres d'ingénieur, CTI) フランス内外の工学分野の技術者証書を付与する高等教育機関に対する、質保証の評価を行う機関である。設立は 1934 年である。

5 その他の機関

画一的な大学、多様な高等専門大学校、巨大な公的研究機関である国立学術研究センターなどが並立していること自体がフランスにおける高等教育研究機関の複雑さをもたらしているが、このほかにも数百年の伝統をもつ二つの特徴的な機関を指摘すべきであろう。

まずコレージュ・ド・フランス (Collège de France) は、フランソワ 1 世により、神学的・宗教的色彩が強かったパリ大学に対抗して 1530 年に創立された王立コレージュとして発足した。ルネッサンスを背景に高揚する古典世界への関心や自然科学への関心に対応するものであった。大学とは別組織であるため大革命を生き延びて、今日まで教授の自治による聴講自由の公開講座を開設している。教授の資格要件は優れた学者であることのみであり、教授会で自主的に選ばれる。試験も受講認定もなく、自由な研究と教育が特徴である。その教授の社会的地位は極めて高く、ミシュレ、ベルグソンなど枚挙にいとまがない。

フランス学士院 (Institut de France) は、5 つのアカデミーからなり、わが国の学士院と芸術院をあわせたような組織である。まずもっとも古いアカデミー・フランセーズ (Académie française) は 1635 年の創設であり、フランス語の純化を目的とする。碑文・文芸アカデミー (Académie des Inscriptions et Belles-Lettres) は 1663 年の創設、科学アカデミー (Académie des Sciences) は 1665 年の創設で 1976 年に改組され、芸術アカデミー (Académie des Beaux-Arts) は 1816 年の再編、人文・社会科学アカ

(26) 大学評価・学位授与機構『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要——フランス』(2012 年) 参照。

デミー（Académie des Sciences morales et politiques）は1795年の創設である。

これらのうち単にアカデミーとも称されるアカデミー・フランセーズは、ルイ13世のもとで宰相リシュリューによって国語であるフランス語に規範を与えるために設けられた国家機関である。大革命の時に一時中断されたがすぐに復活し、今日まで「Immortels（不滅の人たち）」、「Les Quarante（40人）」と称される40名のアカデミー会員が、模範となるフランス語すなわち「標準語」を形成する作業を続けている。国際語としてのフランス語の擁護、国内的なフランス語の純化に関していえば、事実上の世界語である英語の流入に極めて警戒的である。フランス国内では公用語のフランス語を用いることを義務づけるさまざまな政策が、アカデミーの意見を参考としつつ採用されている⁽²⁷⁾。英語表現の単語の使用によるフランス語の乱れに対する警戒が、いわゆるフラングレ（franglais、フランス語に入り込んだ英語系新語）問題である。和製英語であるウォークマンではなくバラダール（baladeur、散歩者）、コンピューターではなくオルディナタール（ordinateur）、マウスではなく「ねずみ」のフランス語であるスーリ（souris）と表現すべきことになる。

先に言及した事実上の国際語である英語による授業の過度の展開を阻止する動きもこの延長線上にある。フランス国内でのフランス語の使用とフランス語の世界への普及に熱心な立場からの異論である。わが国では「日本語という国語があるにもかかわらず日本で英語による授業を行うのはいかがなものか」などと主張すれば、グローバル化の時代に何を時代遅れなことをいうのかと一笑に付されてしまうところである。ところがフランス語を守ることに国を挙げていわば命を掛けているフランスでは、状況が異なる。すなわち、フランスで勉強するのであれば留学生にとって外国語であるフランス語で学んでこそ、国際性が身に着くとい

(27) 大山礼子「フランス語使用法案」ジュリスト1045号（1994年）117頁、滝沢正「立法紹介——フランス語使用」日仏法学20号（1997年）117頁以下参照。

う考え方である。これまでそうした対応でフランス語の世界への普及を図り、近時の憲法改正ではフランス語圏 (francophonie) を憲法上に明記することもしている。そう考えれば日本でも、英語コースの設置ももちろん結構ではあるが、日本語に初心者外国人であるという点に配慮しつつも、日本語による留学生教育の充実に一層の検討が必要ではないか。長い目では多様性を前提としたグローバルな視点の涵養と留学生のより深い日本理解に貢献すると考えるからである。

フランス国内におけるブルトン語などの少数言語による教育の復権も、こうした施策の一環としてみることができる。地域語を学校教育に取り込むという言語的多様性の重視は、世界規模では英語支配に対してフランス語が対抗する根拠となりうるからである。

VII 総括

フランスは、連邦制を採用するアメリカ合衆国やドイツ連邦共和国と異なり、単一国家である点でわが国と同様であり、理解しやすい面がある。ただし、法制の内容についてはさまざまな独自性を指摘することができよう。

1 国家の役割の重要性

フランスでは、私立の大学や研究所がほとんど存在していない。この点はヨーロッパ大陸型であり、私立大学が併存する英米やわが国とまったく異なる。もっとも、英米型では私立大学がエリート教育を担っており、日本では国立大学がむしろエリート教育の中核である点で異なる。フランスも国家が直接に大学を管理するという中央集権的方式から、公施設法人を設立して管理にあたらせる方式に変化した。いずれにせよ公法人であり私立大学については議論する余地がないほど存在が希薄である。もっともヨーロッパ大陸の国では、こうした方向はさほど特異で

はない。文教政策は政府が主導し高等教育・研究の実施は官が担い、民間は直接関与することなく、必要な場面でこれに協力するという方式が基本である。日本では、官立大学優位ではあるが学生数からすると私立大学が7～8割を占めており、こうした現実を踏まえて大陸法とも英米法とも異なる独自の対応が不可欠となろう。

2 複雑さとその背景

フランスの学術法制は、複雑であって分かりにくい。その原因としては、フランスでは政策決定にあたっていわゆる官僚主導ではなく、また民間など外部の意見を広く聴取して政策決定に反映させるという審議会主導でもなく、政府と高等教育・研究省の官房の企画による政治主導という色彩がつよい。大臣とそのブレーンである政治任命の官房のスタッフに政策立案の能力があるという、フランス型の官僚システムが背景に存在している⁽²⁸⁾。わが国では官房は官僚組織に組み込まれており、一般に政治主導による大胆な政策の変更が困難である。フランスでは迅速な政策変更が可能となっているが、その反面政治に左右されて政策に一貫性を欠くという問題も指摘される。わが国で政治主導の必要性が叫ばれる今日、その功罪を検討する参考となろう。

フランスでは、中世や近世以来の伝統的な制度と21世紀に行われた最新の改革といったものが併存している。しかも改革はその時々々の政治状況を反映しており、上述のように必ずしも一貫性があるわけではない。近代学術法制が中央集権的であるという点では基本的性格に変更がないとはいえ、自国法の漸次的改革という歴史的発展過程を色濃く反映して複雑である。他の法制度についても言えることであるが、そのため全体像が把握し難く、運用実態はわからないところも少なくない。これに対してわが国では、明治維新によって、まったく新しい教育研究体制

(28) 滝沢正「フランスにおける行政監察」『現代行政の統制』（成文堂、1990年）参照。

が西欧をモデルとして構築され、さらに第二次大戦後に根本的変革を経た。したがって、歴史はそれほど長くはなく、全体的特徴が理解しやすい。また全体の構造も比較的単純であることは、利点といえよう。

複雑という点について付言すれば、高等専門大学校の存在が、言うまでもなくわが国との比較を著しく困難にしている。他方で国際的環境の変化という面でも、フランスでは一般的なグローバル化の影響のほかに欧州統合の影響が無視できない。これに対してわが国では、この種の影響を論じる余地がない。もっとも、フランスに限らず近時のヨーロッパ法を理解するためには、この二重の対外関係を前提とすることが欠かせない視点であることは、既に十分認識されているかもしれない⁽²⁹⁾。

3 教育・研究の自由と大学の自治

大学という組織の自治とその構成員である教員の自由は、必ずしも連動するものではない。国家との関係で大学の自治が確立していなければ、教授の教育・研究の自由が十分に確保されないということは当然である。しかし大学の自治が確立すれば教員の教育・研究の自由が十全に確保されるかという点、必ずしもそうはいえないことをフランスにおける近時の動向が示している。

フランスではかつては事実上の学部自治が中心であり、大学全体の自治は相対的に弱かった。学部運営においては教員が直接関与できるため、自由は広がった。ところが近時は学部が解体され学長の権限が強化されたため、各大学の法制上の自律性は強化されたものの責任も増大し、大学当局が教員に対して締め付けを図る(図らざるを得ない)事態が顕著となる。大学間競争が奨励され、商業主義、業績主義、ランキングといったアメリカ的発想で教員が疲弊するという図式であり、こうし

(29) マラン「フランス高等教育における学位・免状制度」大学評価・学位研究16号(2014年)は、最新の状況を体系的に概観するが、あまりに種類が多く制度全体が複雑怪奇であることを立証するような説明である。

た状況は日本とフランスで共通するようである⁽³⁰⁾。

4 文系、理系の均衡と垣根の低さ

フランスでは文系と理系を日本ほど区別して議論しない。フランスの大学における理系の中心は理学部と医学部であるので、日本で最大の規模を持つ工学部の比重が小さい。そのことが大学における文系と理系のバランスをもたらしている面があるのではないか。工学の技術者養成は、かなりの部分を高等専門大学校や技術短期大学が担ってきたからである。大学入学資格試験（バカロレア）は工学系が技術バカロレアであるが、他は理系を含めて一般バカロレアという位置づけである。また理系の研究は国立学術研究センターが大きな役割を果たしているが、そこでも人文・社会科学も適切に位置づけられており、文理融合も労せずして可能とされる。ちなみにフランス政府奨学生（boursier）の区分は、文系、理系、芸術であり、そこでも人数的にバランスがとれている。

その点で、わが国では明白な理系優位の学術法制である。高度成長期に技術者養成のためにむやみやたらと思えるほど国立大学に工学系学部を拡大した日本は、その人員数さらには予算規模の圧倒的優位から、大学における教育研究体制全体の理工系支配をもたらしたといえよう。科学研究費の審査も論文の査読も、明らかに理系を念頭に置いて制度設計されている。日本学術会議の構成も、5部構成の時代は第1部人文科学系、第2部社会科学系と文系が4割を占めていたが、3部構成の現行制度では、第1部が人文社会系であり、3割3分に比重が低下している。

国立大学では理系も含む教育学部を除いて、官僚養成機能を担った東京大学など文系も強い大学はごく一部にすぎず、文系学部の比重は一般に極めて低い。それにもかかわらず、文系学問が社会的要請に適合的で

(30) サルコジ政権下における大学競争政策の導入に対する批判を基調とするオランダ政権による手直しであるが、抜本的な改革とはいえない。大場淳「フランスにおける大学がバナンズの改革」大学論集45集（2014年）、堀口悟郎前掲論文参照。

はないとして、文部科学省が改編を求めている⁽³¹⁾。教官の数からして文系の声が反映しないことは、教官の選挙による学長のほとんどが理系学部出身の教授であることに示される。予算規模では格差はさらに拡大する。逆に私立大学では、経営上の理由がありマスプロ教育が可能な、または施設設備に投資が少ない文系学部が極端に多い。文系・理系の垣根は高く、高校の進路指導の段階において既に明確に区別が意識される⁽³²⁾。バランスをとる必要性がフランスの例から見えてくる。

(本学法科大学院教授)

-
- (31) 2015 年 6 月 8 日文部科学大臣通知「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」。
- (32) 入学試験の科目の相違もあるが、私立大学の理系学部の授業料は必然的に高くなり、理系であればまず国立大学が目指されるのに対して、文系学部であれば私立大学もほぼ対等に視野に入れられることになる。